

独立監査人の監査報告書

令和8年5月22日

社会福祉法人柏友会
理事会 御中

小野寺高 公認会計士事務所
青森県青森市

公認会計士

小野寺



<計算関係書類監査>

監査意見

私は、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づき、社会福祉法人柏友会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の計算関係書類（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ（1）に規定する法人単位資金収支計算書、同号ロ（1）に規定する法人単位事業活動計算書及び社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。）の項目をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、計算関係書類のうち監査意見の対象とされていない部分並びに、財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事者の職務の遂行を監視することにある。

私の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・理事者が継続事業を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事実や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に従って適切であるかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

私は、社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に基づき、社会福祉法人柏友会の令和8年3月31日現在の令和7年度の財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の財産目録が、すべての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査実施概要及び監査結果の説明書

令和8年5月22日

社会福祉法人 柏友会
理事長 成田 英世 殿

小野寺高 公認会計士事務所
公認会計士 小野寺 高



(1) 理事者と監査人の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにあります。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれます。

監査人の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにあります。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して監査を行いました。監査においては、計算関係書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施されます。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算関係書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用されます。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではありませんが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算関係書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討します。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算関係書類の表示を検討することが含まれます。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断しております。

(2) 監査の概要

① 監査の方法の概要

私は、社会福祉法人柏友会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7会計年度の財務諸表、すなわち、資金収支計算書（資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書を含む。）、事業活動計算書（事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書を含む。）、貸借対照表（貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表を含む。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書並びに財産目録（以下「計算関係書類」という。）について監査を行いました。

② 監査チームの体制

監査責任者 小野寺高公認会計士事務所 公認会計士 小野寺 高
監査責任者以外の主な監査従事者 小野寺高公認会計士事務所 金澤 伸之
意見審査を行った公認会計士 公認会計士吉田柳一郎事務所 公認会計士 吉田 柳一郎

③ 監査時間

監査責任者	16時間
その他	40時間
審査担当者	8時間
計	64時間

④ コミュニケーションの概要

次のとおり法人の運営方針や現在の状況・課題等について、理事者とコミュニケーションを図りました。

1 ガバナンス体制について

- ① 定款の作成・変更手続について
- ② 評議員の選任手続について
- ③ 評議員会の開催（招集手続、出席状況、決議（定足数の充足等）、開催頻度、議事録の作成等）について
- ④ 理事の選任手続について
- ⑤ 理事会の開催（招集手続、出席状況、決議（定足数の充足等）、開催頻度、議事録の作成等）について
- ⑥ 監事の選任手続について
- ⑦ 監事の監査実施概要について
- ⑧ 役員及び評議員に対する報酬等の決定手続について
- ⑨ 法人本部機能運営（法人本部設置の有無、役割、本部の職務分掌・職務権限等）について

2 各種規程・業務手順書の整備について

- ① 規程の整備について

3 職務分掌・職務権限体制について

- ① 重要な契約行為について、担当者や理事等が単独で契約を進めることができない仕組みについて
- ② 公印の保管・管理について

4 予算実績分析体制について

- ① 予算の策定手続について
- ② 予算の承認手続について
- ③ 予算と実績の比較頻度及び分析状況について
- ④ 予算差異の報告について
- ⑤ 予算の流用及び補正に係る手続について

5 ITの管理体制について

- ① データのバックアップについて
- ② 決算で必要な情報閲覧が可能かについて（遡った情報の閲覧、必要な期間にわたる情報の保存等）

6 コンプライアンス

- ① 理事長の経営方針及び組織風土について
- ② 法令や規制遵守が行われるための仕組みについて
- ③ 規程の整備について
- ④ 職員への周知について
- ⑤ 行政指導監査における指摘事項に対する対応状況について
- ⑥ 役員等に対する特別な利益供与の状況について
- ⑦ 資産総額の変更登記の状況について
- ⑧ 法人所有資産の登記の状況について

7 リスクマネジメント

- ① 法人全体としての財務に影響を及ぼすリスクの把握について
- ② 法人全体としての財務に影響を及ぼすリスクに対する対応方針について

8 関連当事者との取引

- ① 関連当事者の範囲の把握について
- ② 関連当事者との取引をもれなく把握する体制について
- ③ 関連当事者と取引を行う場合の承認体制について

9 情報公開

- ① 所轄庁への届出状況について
- ② 各種書類等の備え置き及び閲覧体制について
- ③ 各種書類等のインターネット等による情報公開の状況について

(3) 監査の結果

① 監査意見

無限定適正意見

② 追記情報に関する事項

特筆すべき事項はありません。

③ 会計方針並びに会計処理に関する事項（監査の過程で識別した虚偽表示）

該当ありません。

④ 内部統制に関する事項

(i) 重要な不備

該当ありません。

(ii) その他の改善事項

特筆すべき事項はありません。

⑤ 重要な不正及び違法行為に関する事項

該当ありません。

(4) 品質管理体制

監査人である私は、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則第 2 条の 33 各号に掲げる事項）を、「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備しております。

(5) その他の報告事項

特筆すべき事項はありません。

以 上